

議案第 28 号

里庄町国民健康保険税条例の一部改正について

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

平成 30 年度より国民健康保険制度の財政運営主体が県に移行されたことに伴い、基金を保有する必要性が低くなったこと、また近年、基金の保有額が多額になっていることから、基金を活用して国民健康保険税の税率を引き下げること、被保険者の生活支援の一助とすることを目的に所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例(昭和35年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7.4」を「6.0」に改める。

第4条中「23,000円」を「18,000円」に改める。

第5条第1号中「19,000円」を「17,000円」に改め、同条第2号中「9,500円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「14,200円」を「12,700円」に改める。

第25条第1号ア中「16,100円」を「12,600円」に改め、同号イ(ア)中「13,300円」を「11,900円」に改め、同号イ(イ)中「6,650円」を「5,950円」に改め、同号イ(ウ)中「9,940円」を「8,890円」に改め、同条第2号ア中「11,500円」を「9,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,500円」を「8,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,750円」を「4,250円」に改め、同号イ(ウ)中「7,100円」を「6,350円」に改め、同条第3号ア中「4,600円」を「3,600円」に改め、同号イ(ア)中「3,800円」を「3,400円」に改め、同号イ(イ)中「1,900円」を「1,700円」に改め、同号イ(ウ)中「2,840円」を「2,540円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。